

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第204回国会】令和3年2月24日（水）、第5回の委員会が開かれました。

1 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

・加藤国務大臣、小此木国務大臣、河野国務大臣、坂本国務大臣、西村国務大臣、平井国務大臣、丸川国務大臣、坂井内閣官房副長官、熊田総務副大臣、中西財務副大臣、丹羽文部科学副大臣、山本厚生労働副大臣、江島経済産業副大臣、岩井国土交通副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、大隈厚生労働大臣政務官、こやり厚生労働大臣政務官、鳩山国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

(質疑者) 阿部知子君（立民）、柚木道義君（立民）、足立康史君（維新）、塩川鉄也君（共産）、今井雅人君（立民）、吉田統彦君（立民）、高井崇志君（国民）、大西健介君（立民）、大河原雅子君（立民）、後藤祐一君（立民）

(質疑者及び主な質疑事項)

## 阿部知子君（立民）

(1) 電力価格の高騰

ア 再生可能エネルギー規制総点検タスクフォースの立上げ及び同タスクフォースにおいて電力価格の高騰に係る問題を取り上げた意義

イ 高騰が続いた要因及び政府の介入が遅すぎた可能性についての電力等監視委員会の認識

ウ 同タスクフォースの今後の着目点及び役割

エ 調達価格が高騰している新電力に対する支援策を検討する必要性

(2) 令和2年の出生数が最少となる見込みであることを踏まえて坂本国務大臣が重要と考える少子化対策

(3) 企業主導型保育事業

ア 令和元年度に助成を取り消された保育施設のうち、助成金の返還が必要とされている16施設以外の7施設に投入された助成金の取扱い

イ 保育内容に係る内部通報窓口の相談体制

ウ 予算額と執行額の乖離が大きいにもかかわらず多額の予算を計上している問題についての坂本国務大臣の所見

(4) 特定複合観光施設における課税についての今後の方針

## 柚木道義君（立民）

(1) 総務省幹部職員等に対する接待問題

ア 緊急事態宣言が発出されている期間も含めて総務省幹部が国家公務員倫理規程に違反する接待を受けていたことについて、西村国務大臣の国民に対する謝罪の気持ちの有無

イ 次回の内閣総理大臣の記者会見までに山田内閣広報官の処分を行う必要性

(2) 緊急事態宣言の解除

ア 関西と関東で解除の時期に差があると国民に混乱が生じる可能性

イ 事業者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第45条に基づく営業時間の短縮命令に応じない場合、過料が科されることの確認

ウ 過料が科される場合もあるならば、緊急事態宣言の発出区域か否かにかかわらず事業者に対する

- 金銭的な支援を行う必要性
- (3) 新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種
    - ア ワクチン接種のスケジュールを国民や地方公共団体に説明する必要性
    - イ 高齢者に対するワクチン接種は東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」という。）開会式までに完了する見通しであるかの確認
    - ウ 高齢者に対するワクチン接種が完了していない場合、東京オリンピックを開催することは国民感情から理解を得られないのではないかとの指摘に対する丸川国務大臣の見解
    - エ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）会長に就任した橋本前国務大臣は、会長職に専念するために議員辞職すべきとの指摘に対する丸川国務大臣の見解
    - オ ワクチンの接種回数を1回に減らすことを検討する可能性
    - カ 高齢者に対するワクチン接種を行う時期に、訪問介護やデイサービスの介護従事者にも接種を行う必要性
  - (4) 生活保護の受給申請は権利であることをテレビコマーシャル等で周知する必要性
  - (5) 総合支援資金の返済免除を今年度末までに実行する必要性
  - (6) 内閣官房に新設された孤独・孤立対策担当室が講じる支援策の具体的なスケジュール

#### 足立康史君（維新）

- (1) 尖閣諸島
  - ア 尖閣諸島を防衛するためには、武器を使用すべき局面が来れば使用することの確認
  - イ 海上保安庁が合理的に必要と判断される限度において武器を使用することの確認
  - ウ 我が国の主権が侵害されるおそれ等がある場合、しっかり尖閣諸島を防衛していくことについての加藤国務大臣の決意
  - エ 有事における尖閣諸島の防衛プランの有無
- (2) スパイ防止のための体制整備
  - ア 特定秘密保護法及び不正競争防止法に基づいた、国家が保有する秘密等に係る検挙事例
  - イ スパイ防止のための体制整備は喫緊の課題であるとの考えに対する加藤国務大臣の見解
- (3) 個人一律給付等の大胆な少子化対策が必要であるとの考えに対する坂本国務大臣の見解
- (4) 日本の伝統等に十分配慮しながら、不便を解消できるような選択的夫婦別姓制度を実施することに対する丸川国務大臣の見解
- (5) 社会保障と税の一体改革
  - ア 給付付き税額控除の導入の議論を進めるに当たっての障害はもうないとの考えに対する政府の見解
  - イ 市町村において低所得者の所得情報を基本的に把握していることの確認
  - ウ 改めて中期的な日本の社会保障の姿を議論すべきとの考えに対する西村国務大臣の見解
  - エ 社会保障制度等においてマイナンバーを利用する上での課題はもうないとの考えに対する平井国務大臣の見解
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策
  - ア 東京オリンピックを無観客で開催すると仮定した場合の医療体制
  - イ 上記競技大会の開催により医療従事者への負担が大きいのであれば、再延期する方向で閣内調整すべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の後遺症についての把握状況
  - エ 若者に感染予防を呼びかける際に、高齢者に感染させるリスクのみならず、若者自身の重傷化や後遺症のリスクに重点をおいて情報発信する必要性
  - オ 自治体へのワクチン配付について、人口比又は高齢者の人口比のいずれに応じて行うかの確認

カ 接種証明書についての政府の考え方

塩川鉄也君（共産）

(1) 総務省幹部職員等に対する接待問題

- ア 令和3年2月22日に総務省が予算委員会理事会に提出した「倫理規程に違反する疑いがある会食一覧」に記載されている職員が、東北新社から接待を受けていたことの確認
- イ 全ての会食において東北新社が費用を負担したことの確認
- ウ 秋本前情報流通行政局長の費用負担の有無
- エ 東北新社以外の事業者との、倫理規程に違反する疑いがある会食の有無
- オ 倫理規程に違反する疑いがある会食についての調査報告書の提出時期
- カ 東北新社とのみ倫理規程に違反する疑いがある会食が行われている理由
- キ カの理由を明らかにせずにオの調査報告書を提出するかの確認
- ク 総務省の4名の幹部職員と東北新社との最初の会食の際に、菅総務大臣（当時）の息子が同席していたことについての、4名の幹部職員の認識の有無
- ケ クの会食に菅総務大臣（当時）の息子が同席していたことが、東北新社とのみ倫理規程に違反する疑いがある会食を続けている理由であるか否かの確認
- コ 総務省の幹部職員が東北新社から接待を受けたことの、放送事業の許認可への影響の有無
- サ 山田内閣広報官に対する接待問題についての調査方法
- シ 山田内閣広報官に関わる事件について、調査を本人に任せることの是非
- ス 政策立案過程に関わるような特別職国家公務員に倫理法令がないことについての加藤国務大臣の見解
- セ 山田内閣広報官と東北新社との会食の内容及び回数
- ソ 人事を通じた過度な官僚支配の仕組みが行政の歪みをもたらしたとの指摘に対する加藤国務大臣の認識

(2) 日本学術会議会員候補の任命拒否問題

- ア 内閣総理大臣に推薦した会員候補について、総会で承認が見送られた事例の有無
- イ 任命権者側から定数以上の推薦を求められる可能性がある事態の詳細
- ウ 任命権者側から定数以上の推薦を求められたことが、日本学術会議が平成30年に内閣法制局の見解を求めることとした契機か否かの確認
- エ 憲法第15条第1項の規定を引用して、任命権者が必ず推薦のとおり任命しなければならないわけではないとする考え方が、日本学術会議会員の任命に関する安倍政権・菅政権の考え方の根本であるか否かの確認
- オ エの考え方は、平成30年に日本学術会議事務局が作成した文書には当初記載されていなかったことの確認
- カ 昭和58年以来の一貫した政府の考え方とされるエの考え方が、平成30年に日本学術会議事務局が作成した文書に当初は記載されていなかった理由
- キ 日本学術会議と内閣法制局との協議に関する資料について、一部を不開示とした理由及び当該部分を開示する必要性
- ク 任命に至らなかった6名の日本学術会議会員候補について、会員として任命すべきとの指摘に対する加藤国務大臣の見解

(3) 特措法に基づく要請の対象となっていない事業者に対する支援

- ア 緊急事態措置、まん延防止等重点措置、特措法第24条第9項のいずれの要請であっても、対象事業者の取引先に対し支援が行われることの確認
- イ 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受ける事業者に対する支援が、緊急事態措置による自粛に限定されないことの確認

ウ 改正特措法の施行通知において、支援が緊急事態措置による自粛に限定されるとの誤解を招かない表現をする必要性

#### 今井雅人君（立民）

##### （１） 総務省幹部職員等に対する接待問題

- ア 38回の会食費用について全て東北新社側が負担したことの確認
- イ 総務省が提出する報告書においてアの事実関係が明らかになることの確認
- ウ 約7万4千円という額は、山田内閣広報官の飲食代であり東北新社側が負担をしたことの確認
- エ 山田内閣広報官が自身の飲食代の支払はしていないと発言したことの確認
- オ 菅内閣総理大臣の長男を含む東北新社の社員と会食をした記憶がないという山田内閣広報官の発言の信憑性
- カ 山田氏が内閣広報官の職にあることの資質面からの適任性
- キ 山田内閣広報官が政府の広報を担当していることの不適切性
- ク 加藤国務大臣が発言した山田内閣広報官に対する「何らかの対応」の内容
- ケ 総務省での処分の結果を踏まえた対応として、山田内閣広報官の職を解任する可能性
- コ 国家公務員倫理審査会は、総務省から事案に係る報告が提出され次第、速やかに審査会を開催し内容の審査をすることの確認
- サ 国家公務員倫理審査会が、近日中に総務省の報告内容の妥当性を判断し、処分を決定することの確認

##### （２） ワクチンの接種

- ア ワクチンの供給について、受取が完了した量及び今後受取可能な量の見込み
- イ 国内におけるワクチン製造の進捗状況
- ウ 個別接種の認識におけるトラブルを受けて、現場の状況を確認して実施を進めていく必要性

##### （３） 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

- ア 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の解除について尾身参考人及び脇田政府参考人の見解
- イ いわゆる6つの指標以外の要素を含めて緊急事態宣言を判断する分かりにくさが感染症対策へ国民の協力を得にくい原因との意見に対する西村国務大臣の見解
- ウ 1都3県の感染状況について尾身参考人の見解
- エ 新型コロナウイルス変異株について脇田政府参考人の評価
- オ 気温や湿度の影響等感染拡大の理由について尾身参考人の評価
- カ 規制を緩和すれば気温に関係なく再び感染が拡大する可能性についての尾身参考人の認識
- キ 東京オリンピックの開催の可否及び開催の場合に必要な対策について尾身参考人及び脇田政府参考人の見解
- ク 東京オリンピック開催直前での急激な感染拡大の防止のためには事前の厳しい措置が必要との意見に対する尾身参考人の見解
- ケ 緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置発令が不要となるよう感染者を十分に抑制した上で解除を行う必要性

#### 吉田統彦君（立民）

##### （１） 戦後補償問題

- ア 太平洋戦争の一義的な責任の所在
- イ 太平洋戦争時の民間人に対する空襲被害の補償に関する議論の有無
- ウ 民間人の空襲被害者への補償がされてこなかった理由

- エ 超党派議員連盟が取りまとめた空襲被害者救済法で定めようとしている補償の範囲に対する見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算
  - ア 80兆円の新規発行を含む国債の償還の取扱い
  - イ 現状の税収では国債の償還が困難であることに対する具体的な方策
  - ウ 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における感染防止対策に係る予算が少ないとの意見に対する加藤国務大臣の見解
  - エ 規模及び患者数に応じた診療報酬以外の給付等による医療機関への支援策
  - オ 新型コロナウイルス感染症対応従事者等を慰労するための給付を再度行う必要性
  - カ 医療従事者への支援メッセージが現場に届いていない現状の認識及び当該状況を踏まえた今後の対応
- (3) ワクチンの接種等
  - ア 国産ワクチン製造体制の確立に関する菅内閣総理大臣の発言の真意及び国内産初のワクチンの生産は断念したことの確認
  - イ 国立感染症研究所の定員の倍増が決定したが、研究者等の人材確保のための予算が確保されておらず、管理職1名だけの増員では不十分との指摘に対する見解
  - ウ アンジェス社に対する予算措置の妥当性
  - エ ファイザー社のワクチン接種の開始日程が前倒しされた理由
  - オ ワクチン接種開始を前倒ししたことに他意がないことの確認
- (4) 東京女子医科大学が、新型コロナウイルスへの感染により職員が休業する場合、感染の原因によっては休業中の給与を無給とする旨の文書を発出したことに対する文部科学省の対応内容
- (5) 保育、介護に携わる人材を増やすために給与等の処遇改善が必要である中、経営で得られた収益が現場の職員に届かないという現実への今後の対応

#### 高井崇志君（国民）

- (1) 東京オリンピックにおける観客収容の見通し
- (2) 選択的夫婦別氏制度に対する丸川国務大臣の考え
- (3) 国民民主党会派が提案している日本版PPPの是非
- (4) ワクチンの接種に関する情報等の管理
  - ア 管理方法の検討経緯
  - イ 予防接種台帳によるアの情報の管理が困難であることが本年1月19日に判明した理由
  - ウ 管理システムの開発をベンチャー企業に任せることの是非
  - エ 管理システムの運用体制
  - オ ワクチン接種証明の導入を検討する必要性
- (5) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の不具合についての平井国務大臣の見解
- (6) デジタル庁の創設
  - ア 国家公務員のIT人材の増員についての平井国務大臣の見解
  - イ デジタル庁の職員を多くすることについての河野国務大臣の見解
  - ウ デジタル庁の職員の募集方法
- (7) IT関連予算を増やすことに対する平井国務大臣の見解
- (8) マイナンバーと金融機関の口座を紐付けることを義務化する必要性

#### 大西健介君（立民）

- (1) 総務省幹部職員等に対する接待問題
  - ア 山田内閣広報官と東北新社との会合に関連し、当該会合の経費が高額となった理由、出席の経緯、

菅内閣総理大臣の長男の同席についての認識、山田内閣広報官と菅内閣総理大臣の長男が知り合ったきっかけ及び会食の相手が利害関係者であるとの認識の有無

イ 山田内閣広報官の総務省勤務時代において、菅内閣総理大臣の長男を利害関係者と思わなかったことはあり得ないことであるとの考えに対する加藤国務大臣の認識

ウ 今後の内閣官房長官の記者会見は山田内閣広報官が進行を行うかの確認

エ 山田内閣広報官に引き続き職責を担わせることの妥当性

オ 加藤国務大臣が、山田内閣広報官に対し、国会から出席要請があれば出席するように伝える必要性

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 1都3県への緊急事態宣言は、3月7日に解除するのかの確認

イ 営業時間の時短要請に応じない飲食店に対し、県の職員と警察が協力体制を組んで訪問するように政府が要請したという事実の有無及び要請していた場合その内容を誰が誰に対して伝えたのかの確認

ウ 時短要請について警察権を行使する法的根拠

(3) 警察における新型コロナウイルス感染症対策等

ア 警察における新型コロナウイルス感染症の感染者数及びクラスターの発生数

イ 警察における新型コロナウイルス感染症の感染者数及び発生の背景並びに感染防止策の確認

ウ 警察署において大規模なクラスターが発生すれば治安維持に重大な支障を及ぼしかねない事態となる可能性

エ 警察官の処分理由に異性関係が多くなっている理由

オ 皇宮警察のキャリアプランについて抜本的な見直しを行う必要性

カ 運転免許更新手続きにおいて密を避けるために行っている工夫の事例を横展開する必要性

キ 自動車教習所への入校時期を前倒しする必要性

(4) 自転車による事故

ア デリバリーサービスの配達員の交通事故が増えていることへの対策

イ デリバリーサービスの配達員による事故数の把握の有無

ウ 自転車の幼児用座席に同乗させることのできる年齢の基準の見直しの通知を行う必要性

(5) 海外のオンラインカジノにおける賭博行為の取締り

ア 海外で合法的なライセンスを取得しているオンラインカジノに日本国内のパソコンから個人でアクセスした場合における処罰の事例及び不起訴の事例

イ 海外で合法的なライセンスを取得しているオンラインカジノに日本国内からアクセスすることの違法性の有無

ウ 海外のオンラインカジノに日本国内から賭博行為を行う場合において、海外に拠元がある場合においても厳正に取締りを行っていくかの確認

**大河原雅子君（立民）**

(1) 我が国が男女平等の国であるといえるかについての丸川国務大臣の所感

(2) 森組織委員会前会長の女性蔑視発言に係る問題の本質についての丸川国務大臣の所見

(3) 丸川国務大臣の政治に対する思い及び政治家として一番やりたい事

(4) 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）として丸川国務大臣が一番力を入れて取り組みたい分野

(5) 自民党政権における脆弱な立場に置かれている女性等への支援について、丸川国務大臣が得た気付き及び足りなかった点

(6) コロナ下における女性への影響

ア 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」における取りまとめを確実に実施することへの丸川国務大臣の意気込み

- イ 主に女性が担ってきた「ケア労働」への再評価の必要性
- (7) 第5次男女共同参画基本計画において示された取組の進捗状況の管理を内閣府特命担当大臣としてどのように行っていくかの確認
- (8) 困難な問題を抱える女性への支援
  - ア 系統的な仕組みが整っていない現状を踏まえ包括的に支援できる仕組みを構築する必要性
  - イ 法律案の提出に当たっては政府提出法律案として国の責任で行う必要性
- (9) 選択的夫婦別氏制度についてこれまでの議論を踏まえ早期の導入に向けた取組を行う必要性

**後藤祐一君（立民）**

- (1) 雇用調整助成金に係る大企業の助成率を10分の10とする特例措置について、2月28日に緊急事態宣言が解除された場合でも、4月末又は6月末まで継続する必要性
- (2) ワクチンの接種
  - ア 高齢者が入所している介護施設及び障害者施設について、高齢者以外の入所者及び職員も高齢者と同時にワクチンの接種がなされるかの確認
  - イ ワクチンの接種記録システム内の個別の接種情報を国及び都道府県が利用できないことの確認
- (3) 総務省幹部職員等に対する接待問題
  - ア 人事院規則 22-1
    - a 同規則別表に掲げられた懲戒処分の基準において、利害関係者から供応接待を受けることについては減給又は戒告、利害関係者から物品の贈与を受けることについては免職、停職、減給又は戒告とされていることの確認
    - b 同規則第4条の規定により、別表に掲げる違反行為に該当する複数の行為を行った場合にはaで述べたものより一つ重い懲戒処分を行うことができることの確認
  - イ 減給の場合には1年6月、戒告の場合には1年昇任ができないこと及び減給及び戒告の場合に1年昇格ができないことの確認
  - ウ 総務審議官であった者は懲戒処分により昇格できず、事務次官に昇任できないことの確認
  - エ 本件事案が公務内外に与える影響が極めて大きいことの確認
  - オ 総務審議官、情報流通行政局長及びその経験者の官職に係る職責が極めて重いことの確認
  - カ 本件事案が人事院規則 22-1 第5条第1項にいう職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき及び職員の占める官職の責任の度が特に高いときに該当するか否かの確認
  - キ 特別職の国家公務員に対する懲戒処分
    - a 特別職の国家公務員である山田内閣広報官に対しては嚴重訓戒及び訓告のみを行うことができること及び嚴重訓戒が一般職の国家公務員に対する懲戒処分と比較してどの程度に相当するかの確認
    - b 特別職の国家公務員に対する懲戒処分を可能とする法制度の必要性
    - c 特別職の国家公務員に国家公務員倫理法が適用されないことの妥当性
  - ク 玉田大臣官房総務課長の当時の官職である内閣官房内閣参事官と東北新社との利害関係
    - a 利害関係の有無
    - b 利害関係がないことを総務省が判断できる理由
    - c 実質的な利害関係がある可能性
  - ケ 坂井内閣官房副長官と東北新社側との関係性
    - a 同社側の人物との会食の有無
    - b 本件事案において名前が挙げられている人物との会食の有無
    - c b以外の同社側の人物との会食の有無
    - d b若しくはcの人物、同社側又はその関連会社側からの政治献金又はパーティー券の購入の有無

コ 東北新社側との会食における会話内容

- a 総務省幹部職員が行った会食におけるBSやCSに関する会話又はBSやCSの利用料金についての会話の有無
- b 本日発表された調査報告をもって、会話内容に係る調査を終了することの妥当性
- c 会話内容に係る調査が終了していない状態で懲戒処分を発表したのかの確認
- d 会話内容を含めて懲戒処分がなされることの確認
- e BC及びCSに係る利用料金、認定、右巻き及び左巻きの配分等についての会話の有無について調査する必要性

2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）  
・井上国務大臣から趣旨の説明を聴取しました。